

令和4年12月1日

過半数代表者

〇〇 〇〇 様

株式会社厚労商事 関西支社  
総務課長 ■■■

### 派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

当事業所において現在派遣労働者を受け入れておりますが、来る令和5年3月31日を以て派遣可能期間が終了することとなります。つきましては派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第40条の2第4項により下記のとおり意見を求めます。

#### 記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所  
株式会社厚労商事 関西支社 大阪府中央区大手前●—●—●
2. 延長しようとする派遣期間  
令和5年4月1日～令和8年3月31日
3. 当事業所における派遣労働者の受入れ状況（参考）  
令和2年4月1日～令和4年11月末までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者数の推移	正社員数の推移
会計課	R2. 4. 1～R3. 3. 31	2名	3名
	R3. 4. 1～R4. 3. 31	2名	3名
	R4. 4. 1～R4. 11. 30	1名	4名
総務課	R2. 4. 1～R3. 3. 31	2名	2名
	R3. 4. 1～R4. 3. 31	2名	2名
	R4. 4. 1～R4. 11. 30	2名	2名

※上記例に限らず事業所の実態に応じて意見聴取の実効性が高まるような資料を提供してください。

4. 回答期日  
本通知に対する意見については、令和5年1月31日（火）までに当職あて提出願います。なお、期限までに回答がない場合は、意見がないものとみなします。

※過半数代表者は、次の両方を満たす必要があります。

- ・労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- ・派遣可能期間の延長に係る意見を聴取される者を選出する目的であることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

※意見を聴取した過半数代表者が、使用者の指名等の民主的な方法により選出されたものではない場合、派遣可能期間の延長手続のための代表者選出であることを明らかにせず選出された場合、管理監督者である場合については、事実意見聴取が行われていないものと同視できることから、労働契約申込みみなし制度の適用があることに留意すること。